

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

推奨事業メニュー分

No	推奨事業メニュー	交付対象 事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金負担軽減事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の生活及び事業者を支援するため、水道料金の基本料金減免(6ヶ月分)を行う。 ②水道料金基本料金減免に係る費用(水道事業会計への繰出金) ③水道事業会計に繰り出し、水道料金の基本料金減免(6ヶ月分)に係る費用 32,000件×1,000円/月×6ヶ月=192,000千円 ④市内全ての水道使用者 ※交付対象経費には公共施設を含まない	R8.4	R9.1
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食材料費物価高騰対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の保護者を支援するため、給食材料費の高騰分(国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分)に対して支援を行う。 ②物価高騰に係る給食材料費 ※教職員の給食費を除く ③給食材料費のうち国/都道府県の定める基準額を超過する分15,447千円 ④市内小学校の保護者等	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食材料費物価高騰対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の保護者を支援するため、給食材料費の高騰分に対して支援を行う。 ②物価高騰に係る給食材料費 ※教職員の給食費を除く ③給食材料費のうち市の定める徴収金額を超過する分22,983千円 ④市内中学校の保護者等	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食センター給食材料費物価高騰対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の保護者を支援するため、給食材料費の高騰分(国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分等)に対して支援を行う。 ②物価高騰に係る給食材料費 ※教職員の給食費を除く ③給食材料費のうち、国/都道府県の定める基準額を超過する分及び市の定める徴収金額を超過する分46,415千円 ④市内小中学校の保護者等	R8.4	R9.3